

### 【質問1】

今回の震災に際し、寄附を募り、被災地に義援金として渡す活動を事業として行いたいと考えていますが、現在の公益目的事業には含まれていない内容です。このような場合、事業内容の変更を伴うものとして、事前の変更申請が必要になるのでしょうか。



### 【回答1】

- 事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更「届出」で済みます（FAQ問XI-1-①・②参照）。
- また、内閣府としては、被災者支援や震災復興に向けた活動については、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めていただくことを最優先にしたいと考えています。
- ご質問のような場合も含め、こうした活動に係る事業の変更については、前記FAQの趣旨から、基本的には、事後の変更「届出」で済むものとして扱うこととしたいと考えています。
  - ⇨ 詳しくは最寄りの行政庁までご相談下さい。
  - （補足1）事業内容の変更を伴わない場合（現在の事業内容で読み込める場合等）は、届出も不要です。
  - （補足2）継続事業のみを実施する移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般法人）が公益目的事業や特定寄付を追加する場合等、変更認定・認可の申請が必要となる場合であっても、最大限迅速に対応することとしています。
  - （参考）東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ

### 【質問2】

前問の例で、義援金の支払いがどの事業にも関連付けられない場合でも、費用を公益目的事業会計に計上することは可能でしょうか。また、募集した寄附は収益に計上する必要があるのでしょうか。



### 【回答2】

- 法人が行う「寄付を募り、被災地に義援金を渡す活動」を財務・会計面から正しく把握するため、集めた寄付金は経常収益に、支払った義援金は経常費用に計上する必要があります。

- この場合、前問の例で、「寄付を募り、被災地に義援金を渡す活動」を公益目的事業全体で（共通して）行う旨の変更届出を提出していただくことにより、支払った義援金に相当する額を、公益目的事業全体に係る費用（公共通の費用）に計上することが可能となります（集めた寄付金に相当する額も同様に公共通の収益に計上します。）。

（補足1）変更届出書のかがみ文書に被災地支援又は震災復興の活動である旨と、具体の活動内容を記載し、別紙2の該当する公益目的事業すべてにチェックを付します。

（補足2）また、変更の程度によっては、当該活動を既存の公益目的事業の一部として行う旨の変更届出を行い、経常収益及び費用を当該事業に関連付けられるものとして計上することも可能です。

### 【質問3】

当法人から被災地に義援金を渡したいのですが、必ず事前に理事会等を招集して機関決定を経なければならないのでしょうか。



### 【回答3】

○ どのような活動を行う際に機関決定が必要となるかは、基本的には、定款等で定めた法人のガバナンス次第であり、法律上、ご質問のような場合に必ず機関決定を経なければならないとされているわけではありません。

○ また、一定金額以上の支払いには理事会決定が必要である旨が定款で定められている等、機関決定が必要となる場合であっても、電子メールやFAX等を活用し、決議の省略の方法を取ることによって、理事会等の招集・開催手続を省くことが可能です。

（補足1）理事会の決議の省略の方法を取るためには、定款で決議省略の規定を定めている必要があります（法人法96条、「定款変更の案」作成の案内P17、47）。

（補足2）一方、評議員会・社員総会については、定款にその旨を定めなくとも、法律の規定により、決議の省略の方法を取ることが可能です（法人法194条、58条）。

（補足3）また、そのための設備が準備されていれば、テレビ会議や電話会議の方法によって理事会・評議員会を開催することも可能です（FAQ問II-6-②）。

#### 【質問4】

事業年度が3月末で終了する公益法人ですが、震災の影響によって、事業計画書や収支予算書を期限（3/31まで）に提出することができませんでした。認定法違反として過料の処分を受けたり、公益認定を取り消されるのでしょうか。



#### 【回答4】

<6月までの措置>

今回の震災における認定法・整備法上の義務の履行については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条によって、6月30日までの間は免責されます。

<7月からの措置>

**定期提出書類の作成及び行政庁への提出の義務**<sup>(※1)</sup>については、新たに政令を制定し、免責<sup>(※2)</sup>の期限を**9月30日まで延長**しています。同日までにこれら義務が履行された場合は行政上の責任（公益認定の取消し）や刑事上の処分（罰金・過料）は課されません。

(※1) 具体的には以下の義務が対象となります。

- <公益法人>・事業計画書等作成及び備置（認定法第21条第1項）
  - ・事業報告等の作成及び備置（同法第21条第2項）
  - ・事業計画書等及び事業報告等の提出（同法第22条第1項）

<移行法人>・公益目的支出計画実施報告書等の提出（整備法第127条第3項）

(※2) 免責の対象となるのは、法人の主たる事務所が被災した場合のみならず、従たる事務所や法人役員の被災により定期提出書類の作成が困難となった場合など、間接的な影響によるものも含まれ得ます。詳細は行政庁にお尋ねください。

#### 【質問5】

当法人の定款では定時社員総会・評議員会（以下「定時総会」といいます。）の開催時期を「6月中」と定めていますが、震災の影響によって月内に開催することができません。定款違反になるのでしょうか。



#### 【回答5】

○特定の時期に定時総会を開催すべき旨の定款の定めについては、通常、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用して、その時期に定時総会を開催しなければならないものとする趣旨ではないと考えます。

○したがって、**震災の影響により、定款所定の時期に定時総会を開催することができない状況が生じた場合**には、法人法第36条第1項及び同法第179条第1項に従い、**事業年度の終了後一定の時期に定時総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならない**と考えます。

## ★ よくある誤解について回答します！

公益認定等委員会には、申請を検討されている法人様から毎日たくさん問い合わせが寄せられています。その中でも公益法人制度について、法人の方々が誤解されていることが多い相談内容について、以下のとおりご紹介しますので、参考にしてください。

### I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

#### 【質問 1】

医療事業は殆ど公益目的事業として認められないと聞いたのですが本当でしょうか。

#### 【回答 1】

そんなことはありません。法人において実施している医療事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているかといった特徴(申請書類の別紙2の事業概要等に記載いただいた内容)をもとに有識者で構成される委員会で判断されます。

(※ FAQIX⑩(医療事業)もご参照下さい。)

#### 【質問 2】

申請前に平成 20 年会計基準で決算を行うことは必須でしょうか。

#### 【回答 2】

必須ではありません。ただ、収支予算書が事業別に区分されていない場合には、G 表(移行認定・公益認定の場合)又は E(2)-3 表(移行認可の場合)を作成して下さい。

(※ 詳しくは、申請の手引き(認定編)の【G 表】及び【その他の添付書類】、申請の手引き(認可編)の【E(2)-3 表】及び【その他の添付書類】をご参照ください。また FAQ では問 VI 4 ①及び同⑤に記載があります。)

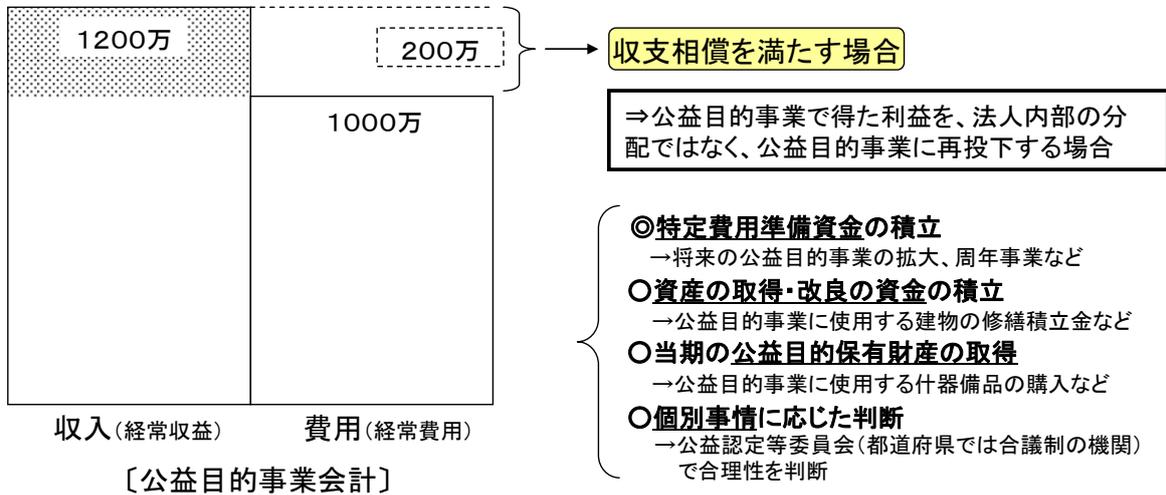
#### 【質問 3】

収支相償(認定法(注)第 5 条第 6 号)については、(経常収益) - (経常費用) がゼロ以下である必要があるのでしょうか。

(注) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

### 【回答3】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る（収入）－（費用）がプラスになっても認められるケースとして、下図のようにそのプラス分を公益目的事業に投下するようなケースが考えられます。



(※：“◎”は収支相償の第一段階（個別の公益目的事業単位）と第二段階（公益目的事業全体）共通で、“○”は収支相償の第二段階で、収支相償を満たすと認められる。)

(※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7 (5)、FAQ の V 2 ⑤等をご参照ください。)

### 【質問4】

過去の実績がないと公益認定を得られないのでしょうか。

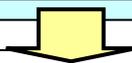
### 【回答4】

活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定申請をすることは可能です。なお、これまで新規に設立した法人で、36件（内閣府に申請されたもの）が公益認定を受けています。（平成22年7月末現在）

(※ 詳しくは、FAQ の I 10①、申請の手引き（認定編）II-4【数年後に実施予定の事業について】をご参照ください。)

**【質問5】**

一般法人に移行した場合、公益認定を受けることはできなくなるのでしょうか。



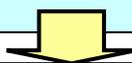
**【回答5】**

そんなことはありません。一旦、一般法人に移行してから、その後、公益認定申請を行うこともできます。

また、公益認定申請を行い、不認定処分を受けたとしても、申請内容を認定基準に適合するよう変更後、再度チャレンジすることも可能です。

**【質問6】**

公益目的事業に係る収入は公益目的事業に関してしか支出できないそうですが、公益目的事業のみを実施する法人の場合、収益事業を新たに実施しないと管理費を捻出できないのでしょうか。



**【回答6】**

そんなことはありません。公益目的事業しか実施しない法人については、寄附金や公益目的事業の対価収入を合理的な範囲で管理費に割り振ることが可能です。

(※詳しくは、FAQ問VI-1-③、問VI-1-②、問VI-2-④をご参照ください。)

**【質問7】**

当協会では、退職給付引当資産、記念事業資金等の資産を所有し、同額を負債の部に引当金計上しています。

一部の引当金について負債計上が認められないと聞きましたが、負債として計上できる引当金とは一体どのようなもののでしょうか。



**【回答7】**

法人が任意で積立を行った～引当預金と、負債計上された～引当金は性質が全く異なります。

引当金とは、適正な期間損益を算定するため、一定の要件を満たした場合に、将来の費用または損失を見越し計上した際に生ずる貸方勘定です。

以下の4つ全ての要件に該当するものは引当金として負債計上し、当期の負担に属する部分の金額を費用または損失として計上しなければなりません。

- ・ 将来の特定の費用または損失であること
- ・ 発生が当期以前の事象に起因すること
- ・ 高い発生可能性があること
- ・ 金額が合理的に見積り可能であること

従ってこれらの要件を満たさない引当金は、負債として計上することは出来ません。

**【質問8】**

10年を超える特定費用準備資金は認められないのでしょうか。



**【回答8】**

そんなことはありません。 事業の内容や時期が具体的であり、必要な費用を合理的に見積もることが可能であれば、実施までに10年を超える事業であっても、特定費用準備資金の対象とすることが可能です。

### 【質問9】

当社団法人〇〇協会では法人格を異にする団体（一般社団・財団法人、任意団体等）を有し、本部たる〇〇協会が連携して事業を行うこととしていますが、移行認定後は、法人格を異にする団体は「〇〇協会××支部」を名乗ることはできないと聞きました。

### 【回答9】

従来、法人格を異にする団体が支部を名乗ることについては慎重に対応してきましたが、今後は以下のような扱いにしたいと思います。

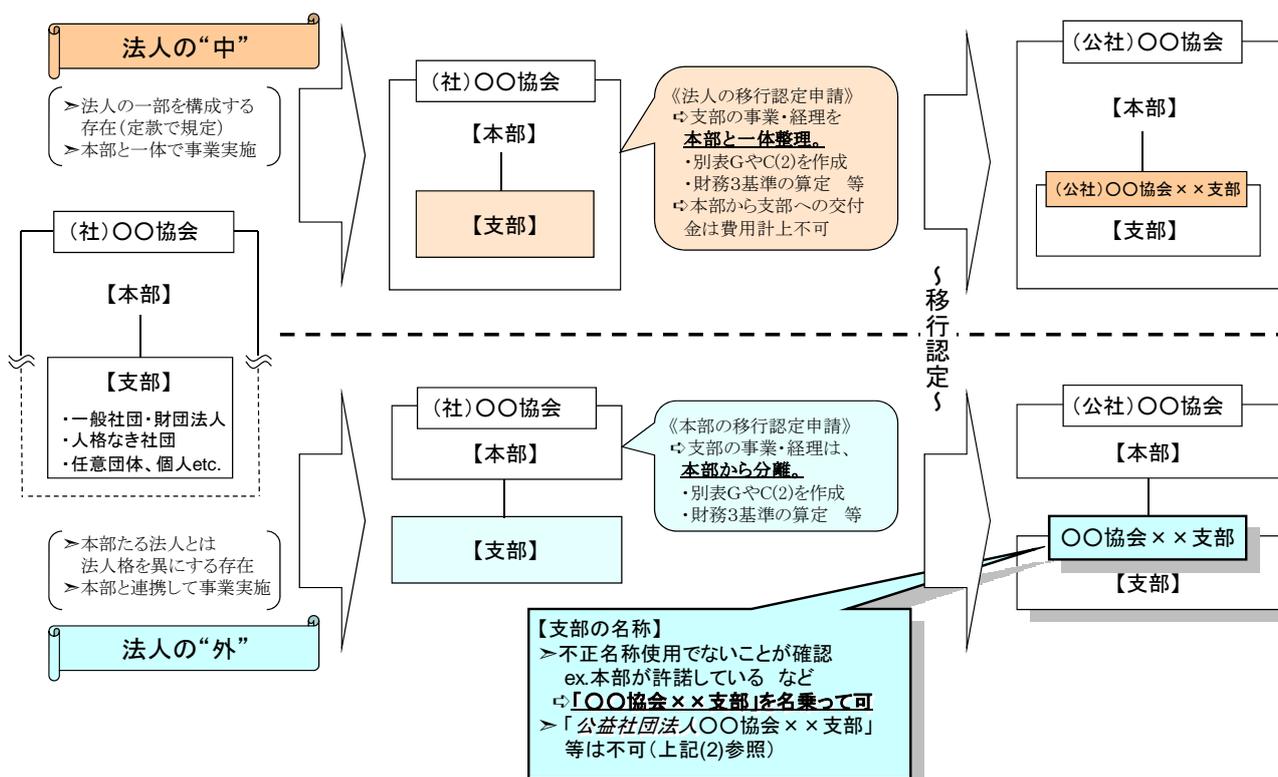
(1) 任意団体、個人を法人の支部として位置づけている場合、移行認定申請に当たっては、その支部は法人の“中”なのか（法人の一部なのか）、それとも“外”なのか（法人格を異にするのか）を整理する必要があります（下図参照）。

(2) 一般社団・財団法人、任意団体等である支部を法人の“外”と位置づけた場合でも、〇〇協会の支部を名乗ることについて、不正目的での名称使用（認定法第9条第5項）に該当しないことが確認できるのであれば、当該支部が「〇〇協会××支部」を名乗ることは可能です。

※但し、特例社団法人や特例財団法人でないものが「社団法人」「財団法人」を、公益社団法人や公益財団法人でないものが「公益社団法人」「公益財団法人」をその名称に冠することはできません（認定法第9条第4項、整備法第42条第5項・第6項）。

(3) なお、支部を法人の“中”と位置づける場合は、移行認定後、当該支部は「公益社団法人〇〇協会支部」を名乗ることになります。

(4) この他、支部の扱いについてはFAQ問Ⅲ-1-①・②を参照下さい（Ⅲ1①の3段落目は、趣旨を明確化するため、一部修正しています。）。



## Ⅱ 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

### 【質問1】

一般社団法人、一般財団法人に移行することにより、法人の資産をすべて消費しなければならないのでしょうか。



### 【回答1】

いいえ。法人の資産そのものを消費することを求めるものではありません。

公益目的支出計画は、移行時の純資産額を基礎として確定した公益目的財産額の相当額分について、実施事業の赤字額又は特定寄附の金額の毎年度累計が相当額に達するまでそれらを行うことを求めるものです。

したがって、収益事業の黒字額が、実施事業の赤字額や寄附額を上回るような場合は法人の純資産額が増加することも想定されます。(※詳細に関しては、FAQ 問X-1-②をご参照下さい。)

### 【質問2】

公益目的支出計画を作成するにあたって、従来の公益事業を継続事業として全て記載すると赤字にならないのですが、新たに公益目的事業を行うことや特定寄附をすることで赤字にする必要があるのでしょうか。



### 【回答2】

従来の公益事業の全てを継続事業とする必要はありません。

公益目的支出計画に記載する実施事業は法人が選択できますので、赤字の公益目的事業のみを選択して公益目的支出計画を作成することも可能ですし、新たな公益目的事業や特定寄附を記載することも可能です。ただし、実施事業等は、ガイドラインに示した要件を満たす必要があります。FAQの問X-2-④をご参照ください。

### Ⅲ その他

#### 【質問 1】

一般社団法人、一般財団法人は、国等から補助金を受け取ることができないのでしょうか。



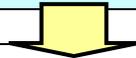
#### 【回答 1】

いいえ。一般的に言えば、国等の補助事業は個人や株式会社をはじめとしていかなる組織体でも補助事業者となりうる場所ですので、一般社団法人、一般財団法人が国等からの補助金を受け取れないというものではありません。

補助金にも様々な種類がある中で、補助金によってはそれぞれの目的・趣旨などの考え方により補助事業者を限定している場合がありますので、個別に補助金の交付元に確認することが必要です。

#### 【質問 2】

社団法人に評議員、評議員会を置くことはできますか。

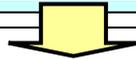


#### 【回答 2】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、法定の機関以外の機関の設置を禁止していないので、法律に根拠のない任意の機関を置くことは差し支えありません。ただし、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会又は理事会の権限を奪うことのないように留意する必要があります（※詳細に関しては、移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内、「留意事項」Ⅱ-2-①（P61~62）参照）。

#### 【質問 3】

申請書類は、難しいもので、しかも作成する量が多いのではないですか。



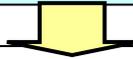
#### 【回答 3】

申請書類は一見すると複雑に見えるかもしれませんが、基本となる書類の数はそれほど多くなく、公益認定申請においては、「事業」「収支予算」「資産」に関する三種類となります。

「申請の手引き」は、申請書類の記載方法を様式ごとにわかりやすく解説しており、また電子申請は、必要な箇所を記入すると自動計算しますので、申請にあたってはこれらのご利用をお勧めします。（※ 詳しくは、「申請書類についての考え方」をご参照ください。）

**【質問4】**

電子申請を行いたいと思うのですが、難しくはないですか。



**【回答4】**

内閣府では、電子申請をご利用いただく方のために、操作マニュアル・手引きも充実させています。また、ご質問がございましたら、お電話での相談も承っておりますので、是非、電子申請を行っていただきたいと思えます。

電子申請の便利な点は、修正・差替が簡便、自動計算機能を備えている、認定後の報告書の提出も電子申請で行うことができる、等です。

なお、今まで、内閣府に申請していただいた法人のうち 97.5%(平成 22 年 7 月末現在)が電子申請で申請いただいております。